

世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付要綱

令和7年3月13日

6世居支第425号

(目的)

第1条 この要綱は、子育てをしやすい住環境を備えた共同住宅の整備を促進し、子育て支援サービスとの連携等にも配慮した、安心して子育てをすることができる地域社会の形成に資するための世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区子育て支援マンション認証制度要綱（令和7年3月13日6世居支第424号。以下「制度要綱」という。）に規定する世田谷区子育て支援マンション（公的住宅を除く。以下同じ。）における、東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成28年2月22日27都市住民第1445号）の認定基準に適合する項目に関する当該マンションの共有部分に設置する次に掲げる設備に対して行われる整備及び改修（以下「整備等」という。）とする。

- (1) 防災資機材が収納できる面積で、原則として延べ床面積が3平方メートル以上の防災備蓄倉庫
- (2) 災害時において使用するための下水道直結型程度で、便器の洗浄、し尿の貯留及び流下のための水源が確保されるマンホールトイレ
- (3) 総数が住戸数の2割程度で、かつ、3辺の合計が1,400ミリメートル相当の箱が入るサイズのを1個以上備える宅配ボックス
- (4) 運営する上で有効と認められる設備及び備品を備えるワーキングスペース

(補助金の交付を受けることができる者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であって、制度要綱第6条第1項の認証を受けたものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付は、世田谷区子育て支援マンション1棟につき1回とし、その交付額

は次に掲げる経費の額の合計額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 防災備蓄倉庫は、整備等に要する費用（以下「整備費」という。）に10分の9を乗じて得た額であって、その上限は50万円とする。
 - (2) マンホールトイレは、整備費に10分の9を乗じて得た額であって、その上限は30万円とする。
 - (3) 宅配ボックスは、IOT非対応の場合は整備費に2分の1を乗じて得た額であって、その上限は上限15万円とし、IOT対応の場合は整備費に3分の2を乗じて得た額であって、その上限は25万円とする。
 - (4) ワーキングスペース等は、整備費に2分の1を乗じて得た額であって、その上限は50万円とする。
- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する課税仕入れに係る消費税額の控除がある場合には、当該消費税額（以下「消費税額仕入控除税額」という。）を控除した額を助成対象費用とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に次に掲げる書類を添付した世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（以下「都要綱」という。）第5の1の設計認定書の交付を受けた日から1月以内に提出させるものとする。ただし、令和7年4月1日より前に当該設計認定書の交付を受けた者にあつては、別に指定する日までに申請書を提出させるものとする。

- (1) 都要綱第5の1の設計認定書の写し
- (2) 整備費内訳書
- (3) 設置内容に関する設計図等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 区長は、申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは決定した内容及びこれに付けた条件を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助

金を交付しないことを決定したときはその旨を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（補助事業の変更等の承認）

第8条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第5号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者はその状況を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業事故報告書（第6号様式）により速やかに報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に対して書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め又はその進行状況を調査することができる。

（遂行命令等）

第11条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、補助事業者が提出する報告書等により補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業遂行命令通知書（第7号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業停止命令通知書（第8号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

（実績報告）

第12条 区長は、補助事業が完了したとき（第8条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に対し世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）を当該完了の日又は当該会計年度終了の日から10日以内に提出させなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための処置）

第13条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対して世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金補助事業是正命令通知書（第10号様式）により当該補助事業につき補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための処置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者はその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第14条 区長は、前2条の規定による報告を受け、その内容が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付額確定通知書（第11号様式）により、補助事業者に通知す

るものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 区長は、前条の規定による交付の確定をしたときは、補助事業者に世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付請求書（第12号様式。次項において「請求書」という。）を当該確定の日から14日以内に提出させるものとする。

2 区長は、請求書の提出があったときは、30日以内に当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助事業の事業費の実績額が著しく第6条の規定による交付申請の内容を下回るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

(5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付の決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式。以下「取消通知書」という。）により当該補助事業者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第8条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第19条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第20条 第18条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（財産の処分の制限）

第22条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及びその従物又は別表に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該補助事業者が世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金財産処分承認申請書（第14号様式）によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせな

ればならない。ただし、同表種類の欄に掲げるものについてそれぞれ同表処分制限期間の欄に掲げる期間（第5項において「処分制限期間」という。）を経過した場合又は都要綱第11の1の規定による認定を受けた時から10年以上継続した場合は、この限りでない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金財産処分承認書（第15号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。
- 3 区長は、別表に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、若しくは廃棄する場合に限る。）を承認するときは、補助事業者に既に交付した補助金の一部又は全部を返還させなければならない。
- 4 区長は、別表に掲げる財産の処分（交換し、貸し付け又は担保に供する場合に限る。）を承認するときは、補助事業者に既に交付した補助金の一部又は全部の返還に関し、必要な条件を付さなければならない。
- 5 前2項の規定により返還させる補助金の額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める計算式によるものとする。この場合において1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、若しくは廃棄する場合 返還額＝処分する財産に係る補助金の交付額－（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×取得した時からの経過年数

(2) 貸し付ける場合 返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×貸し付ける年数

(3) 担保に供する場合 返還額＝（処分する財産に係る補助金の交付額／処分制限期間）×担保に供する年数

（消費税額仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第23条 区長は、補助事業者が補助事業完了後に行う消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該補助事業者に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額報告書により速やかに報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部に相当する額の補助金を区に返還させるものとする。

（書類の保存）

第24条 区長は、補助事業者に補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存させなければならない。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備政策部居住支援課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 世田谷区子育て支援マンション認証制度事業補助金交付要綱（平成18年4月24日18世住宅第58号）は、廃止する。

別表（第22条関係）

処分制限財産			処分制限期間
種類	構造又は用途	細目	(年)
什器類	箱・庫・棚類	子育て支援マンション認証制度に係る宅配ボックス等用	10
簡易建築物	倉庫	子育て支援マンション認証制度に係る防災備蓄倉庫等用	10
簡易建築物・井戸・ポンプ	便所	子育て支援マンション認証制度に係るマンホールトイレ等用	10
簡易建築物		子育て支援マンション認証制度に係るワーキングスペース等用	10